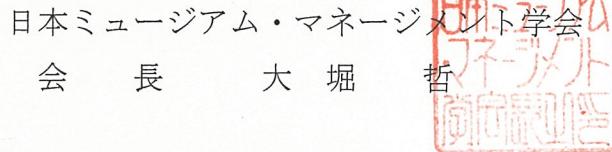


平成21年12月11日

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様  
内閣府特命担当大臣 原口 一博 様  
内閣府地方分権改革推進委員会 委員長 丹羽 宇一郎 様  
内閣府地方分権改革推進委員会 事務局長 宮脇 淳 様  
総務大臣 原口 一博 様  
文部科学大臣 川端 達夫 様  
衆議院内閣委員会 委員長 田中 慶秋 様  
衆議院文部科学委員会 委員長 田中 眞紀子 様  
文化庁長官 玉井 日出夫 様  
日本学術会議 会長 金澤 一郎 様  
全国知事会 会長 麻生 渡 様  
全国都道府県議会議長会 会長 金子万寿夫 様  
全国市長会 会長 森 民夫 様  
全国市議会議長会 会長 五本 幸正 様  
全国町村会 会長 山本 文男 様  
全国町村議会議長会 会長 野村 弘 様

地方分権改革推進委員会第3次勧告に対する意見



内閣府の地方分権改革推進委員会は、平成21年10月7日付けで提出された第3次勧告において、博物館法第12条と第21条について、廃止または条例への委任を勧告しています。しかし、特に同法第12条は、博物館が国民の共有財産として社会的機能を果たすため、「施設」、「職員」、「博物館資料」等の在るべき基本的要件を示したものであり、地方へのガイドラインとして不可欠な内容を含んでおりますので、慎重な取扱いを望みます。

これまで日本ミュージアム・マネージメント学会（JMMA）は、時代の進展に即応する「地方分権化や幅広い博物館経営の改革」に積極的に取り組んできま

した。その意味では、博物館経営の選択肢を幅広く考え、また地方に委任していく方向性に賛成するものであります。しかし、現状を踏まえた改善を行うためにいくつかの条件を考慮することを提言致します。

- 1) 博物館の在り方は現在でも国際基準を考慮することが求められることから、国は博物館経営の「ガイドライン」を策定し、博物館の基本的要件たる「登録要件」は法律（博物館法）として、社会に示すことが必要です。
- 2) 地方分権に当たっても、博物館が本来の使命を遂行するためには「博物館資料があること」、「学芸員の配置」、「建物および土地」、「公開の日数（開館日数）」、「博物館の使命に照らした事業内容」等の必要最低限の規定が不可欠です。
- 3) 博物館が社会教育施設としての使命を果たすためには博物館協議会を置き、外部の学識経験者等による助言や客観的評価を受けることが必要です。
- 4) 私立博物館は、博物館法第12条などの規定に基づく登録制度に準拠し整備・経営することにより、種々の税制上の優遇措置を受けられるようになっています。このことは、我が国の多くの私立博物館の存続、発展のために不可欠であります。したがって登録要件は、地方分権が促進された場合においても大きな意義を有するものであることをご理解いただき、慎重な判断をいただきますよう強く希望いたします。

以上、日本ミュージアム・マネジメント学会を代表して提言いたします。